

(旧) 公立大学法人大阪府立大学教職員の初任給、昇格・昇給等に関する規程

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、(旧) 公立大学法人大阪府立大学教職員給与規程（以下「旧給与規程」という。）第4条から第7条までの規定による給料表の種類等、初任給、昇格、降格及び昇給等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 昇格 教職員の職務の級を同一給料表の上位の職務の級に変更することをいう。
- (2) 降格 教職員の職務の級を同一給料表の下位の職務の級に変更することをいう。
- (3) 経験年数 教職員として同種の職務に在職した年数（この規程においてその年数に換算された年数を含む。）をいう。
- (4) 正規の試験 合併前の公立大学法人大阪府立大学又は公立大学法人大阪が行う試験

(級別標準職務)

第3条 給料表に定める職務の級の分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、級別標準職務表（別表第1）に定めるとおりとし、同表に掲げる職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務は、それぞれの職務の級に分類されるものとする。

第2章 初任給

(職務の級の決定)

第4条 新たに教職員となる者の職務の級を決定しようとする場合の基準は、次に掲げる要件を備えていることとする。ただし、次条に規定する級別資格基準表において別に定めがある場合は、その定めるところによる。

- (1) その決定しようとする職務の級が、その者の占める職の属する職務の級であるか、又は当該職務の級より下位の職務の級であること。
 - (2) その者の経験年数に5分の4（その者の経験年数（第6条第3項の規定の適用を受ける者については、その者の経験年数から同項のその加える年数（以下この号及び第10条第1項において「加算年数」という。）を減じた年数）のうち5年までの年数及び加算年数にあつては、2分の2）を乗じて得た年数が、その決定しようとする職務の級について次条に規定する級別資格基準表に掲げる年数に達していること。
- 2 第11条各号のいずれかに掲げる者から引き続いて新たに教職員となった者又は第12条に該当する者の職務の級の決定について、前項の規定による場合は著しく他の教職員との均衡を失すると認めるときは、同号の規定にかかわらず、理事長の定めるところによりその者の職務の級を決定することができる。

(級別資格基準表)

第5条 級別資格基準表(別表第2)は、給料表の名称による区分に応じ、当該給料表の適用を受ける教職員について、試験又は職種欄(試験欄又は職種欄を含む。以下同じ。)に掲げる試験又は職種の区分に応じて適用する。

2 級別資格基準表の学歴免許等欄の区分の適用については、教職員の有する最も新しい学歴免許等の資格に応じ、同表において別に定めるもののほか、学歴免許等資格区分表(別表第3)に定める区分によるものとする。ただし、教職員の有する最も新しい学歴免許等の資格以外の資格の区分によることがその者に有利である場合には、その区分によることができる。

3 第1項の規定によって適用される級別資格基準表の試験又は職種欄に対応する学歴免許等欄に掲げる最も低い学歴免許等の資格の区分よりも下位の区分に属する学歴免許等の資格のみを有する教職員の学歴免許等欄の区分は、その最も低い学歴免許等の資格の区分とする。

第6条 級別資格基準表を適用する場合における教職員の経験年数は、同表において別に定めるもののほか、前条第2項の規定の適用に当たって用いたその者の学歴免許等の資格若しくは同表の備考に定める基準学歴(第3項の規定の適用を受ける者にあつては、その適用に際して用いられる学歴免許等の資格)を取得した時以後の経験年数とする。ただし、同表の備考に定める基準学歴よりも下位の区分に属する学歴免許等の資格のみを有する者の経験年数は、その者の選択された採用内定確定後の最初の4月1日以後の経験年数とする。

2 教職員の前項に掲げる時期(同項の規定により級別資格基準表において別に定めるものについては、その定めによる時期)以後における経歴のうち教職員として同種の職務に在職した年数以外の年数については、同表において別に定めるもののほか、経験年数換算表(別表第4)の定めるところにより経験年数として換算することができる。

3 教職員に適用される級別資格基準表の学歴免許等欄の学歴免許等の資格又は同表の備考に定める基準学歴に対して修学年数調整表(別表第5)に加える年数が定められている学歴免許等の資格を有する者(その加える年数が1年未満である教職員を除く。)の経験年数は、前2項の規定による経験年数にその加える年数(1年未満の端数は、切り捨てる。)を加えた年数とする。

4 教職員に適用される級別資格基準表の学歴免許等欄の学歴免許等の資格又は同表の備考に定める基準学歴に対して修学年数調整表に加える年数が定められている学歴免許等の資格を有する者のうち、前項の規定の適用に際し切り捨てられた年数を有するものの経験年数は、前3項の規定による経験年数にその切り捨てられた年数を加えた年数とし、教職員に適用される級別資格基準表の学歴免許等欄の学歴免許等の資格に対して修学年数調整表に減ずる年数が定められている学歴免許等の資格を有する者の経験年数は、第1項及び第2項の規定によるその者の経験年数からその減ずる年数を減じた年数とする。

(号給の決定)

第7条 新たに教職員となった者の号給は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める号給とする。

(1) 次に掲げる教職員以外の教職員 次に掲げる教職員の区分に応じて、それぞれ次に定める号給

イ 第4条の規定により決定された職務の級の号給が第9条に規定する初任給基準表（以下「初任給基準表」という。）に定められている教職員 当該号給

ロ 第4条の規定により決定された職務の級の号給が定められていない教職員 初任給基準表に定める号給を基礎としてその者の属する職務の級に昇格し、又は降格したものとした場合に第14条第1項又は第15条第1項の規定により得られる号給

(2) 初任給基準表の試験又は職種欄にその者に適用される区分の定めのない職員 その者の属する職務の級の最低の号給

2 職務の級の最低限度の資格を超える学歴免許等の資格又は経験年数を有する教職員の号給については、前項の規定に関わらず、第9条第3項から第12条までに定めるところにより、初任給基準表に定める号給を調整し、又はその者の号給を前項の規定による号給より上位の号給とすることができる。

第8条 前条の規定にかかわらず、国公立大学法人から引き続いて教員となった者の号給は、退職直前に受けていた号給を初任給の基礎とし、かつ、大学の他の教員との均衡及びその者の従前の勤務成績を考慮しつつ昇格、昇給等の基準を適用した場合に、その者が新たに教員となった日に受けることとなる号給の範囲内で決定する。

(初任給基準表)

第9条 初任給基準表（別表第6）は、給料表の名称による区分に応じ、当該給料表の適用を受ける教職員について、試験又は職種欄に掲げる試験又は職種の区分及び学歴免許等欄の区分に対応するそれぞれの初任給欄を適用するものとする。

2 初任給基準表の学歴免許等欄の区分の適用については、同表において別に定めるもののほか、第5条第2項及び第3項の規定を準用する。

3 教職員に適用される初任給基準表の学歴免許等欄の学歴免許等の資格又は同表の備考に定める基準学歴に対して修学年数調整表に加える年数が定められている学歴免許等の資格を有する者（その加える年数が1年未満である教職員を除く。）の初任給基準表の適用については、その者に適用される同表の初任給欄に定める号給の号数にその加える年数（1年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数）の数に4を乗じて得た数を加えた数を号数とする号給をもって同欄の号給とする。

(前歴調整)

第10条 次に掲げる経験年数を有する教職員については、その者の受けるべき第7条（前条第3項の規定による場合を含む。）の規定による号給（以下この項において「基準号給」

という。)の号数に、当該経験年数の月数を12月(その者の経験年数のうち5年(第6条第3項の規定の適用を受ける者については、5年に加算年数を加えた年数)を超える経験年数(教職員の職務にその経験が直接役立つと認められる職務に従事した年数を除く。)の月数にあっては、15月。ただし、職員及び教員については、在職者との均衡を考慮して別に定めるところにより初任給を決定することができるものとする。)で除して得た数に4を乗じて得た数を加えて得た数(1に満たない端数は、切り捨てる。)を号数とする号給をもって、その者の初任給として受けるべき号給とすることができる。

(1) 基準号給が第7条第1項第1号の規定による号給である教職員については、初任給基準表において別に定めるもののほか、前条第2項の規定の適用に当たって用いたその者の学歴免許等の資格若しくは同表の備考に定める基準学歴(前条第3項の規定の適用を受ける者にあつては、その適用に際して用いられる学歴免許等の資格)を取得した時以後の経験年数(同表の備考に定める基準学歴よりも下位の区分に属する学歴免許等の資格のみを有する者にあつては、その者の選択された採用内定確定後の最初の4月1日以後の経験年数)

(2) 基準号給が第7条第1項第2号の規定による号給である教職員、その者に適用される区分に対応する初任給基準表の学歴免許等欄の最も低い学歴免許等の資格の区分より下位の区分に属する学歴免許等の資格のみを有する教職員及び職務の級の最低の号給(初任給基準表に掲げられている場合の最低の号給及び同項第1号ロの規定により昇格したものとした場合に第14条第1項の規定により得られる号給が職務の級の最低の号給である場合であつて、当該昇格前の号給の号数に1を加えた号数の号給を基礎としてその者の属する職務の級に昇格したものとした場合に同項の規定により得られる号給が職務の級の最低の号給でない場合の最低の号給を除く。)である教職員については、その者に適用される級別資格基準表に掲げる決定しようとする職務の級の年数に4分の5(その決定しようとする職務の級の年数のうち5年(第6条第3項の規定の適用を受ける者については、5年に加算年数を加えた年数)までの年数にあっては2分の2)を乗じて得た年数を超える経験年数

2 前項の規定の適用を受ける教職員の経験年数については、第6条の規定を準用する。

3 第1項の規定により切り捨てた端数は、第17条第5項に規定する昇給の号給数の算定に当たり、その者の新たに教職員となった日又は号給を決定された日から昇給日の前日までの期間の月数と合計するものとする。

(号給の決定の特例)

第11条 次に掲げる者から引き続いて新たに教職員となった者の号給の決定について、前条の規定による場合は、著しく他の教職員との均衡を失すると認めるときは、同条の規定にかかわらず、理事長の定めるところによりその者の号給を決定することができる。

(1) 教職員以外の地方公務員(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人及び同法第2条第2項に規定する特定地方独

立行政法人以外の地方独立行政法人を含む。)

- (2) 国家公務員（特定独立行政法人（独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条第 2 項から第 4 項に規定する特定独立行政法人及び同法第 2 条第 2 項から第 4 項に規定する特定独立法人以外の独立行政法人を含む。）及び国立大学法人法（平成 15 年法律第 112 号）第 2 条第 2 項に規定する国立大学法人を含む。）
- (3) 職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じた結果退職して 1 年を経過しない者
- (4) その他理事長が前各号に準ずる者として定める者

第 12 条 新たに教職員を特殊な技術、経験等を必要とする職に採用しようとする場合において、第 10 条の規定によるその採用が著しく困難になると認められるときは、同条の規定にかかわらず理事長の承認を得てその者の号給を決定することができる。

第 3 章 昇格・降格

(昇格)

第 13 条 教職員が、昇格させようとする職務の級又は当該職務の級より上位の職務の級に属する職を占めている場合は、当該昇格させようとする職務の級に昇格させることができる。

- 2 前項の規定により教職員を昇格させる場合には、その者の勤務成績が良好であることが明らかでなければならない。

第 14 条 教職員を昇格させた場合におけるその者の号給は、その者の適用される給料表の別に応じ、かつ、昇格した日の前日に受けていた号給に対応して、昇格時号給対応表（別表第 7）の昇格後の号給欄に定める号給とする。

- 2 教職員を昇格させた場合で当該昇格が 2 級以上上位の職務の級へ昇格であるときにおける前項の規定の適用については、それぞれ 1 級上位の職務の級への昇格が順次行われたものとして取り扱うものとする。
- 3 前 2 項の規定により定められるその者の号給が新たに教職員となったものとした場合に初任給として受けるべき号給に達しないときは、前 2 項の規定にかかわらず、その者の号給を当該初任給として受けるべき号給とすることができる。
- 4 降格した教職員をその降格後最初に昇格させる場合において、第 1 項の規定により決定される号給が他の教職員との均衡を著しく失すると認めるときは、前 3 項の規定にかかわらず、理事長がその者の号給を決定することができる。

(降格)

第 15 条 教職員を降格させた場合におけるその者の号給は、降格した日の前日に受けていた号給と同じ額の号給（同じ額の号給がないときは、直近下位の額の号給）とする。

- 2 教職員を降格させた場合で、当該降格が 2 級以上下位の職務の級への降格であるときにおける前項の規定については、それぞれ 1 級下位の職務の級への降格が順次行われた

ものとして取り扱う。

- 3 前2項の規定により定められる教職員の号給が、他の教職員との均衡を著しく失すると認めるときは、前2項の規定にかかわらず、理事長がその者の号給を決定することができる。

第4章 給料表の適用を異にする異動等

(給料表の適用を異にする異動等)

第16条 教職員を一の職から給料表の適用を異にして他の職に異動させた場合又は教職員を一の職から給料表の適用を異にすることなく初任給基準表に異なる初任給の定めがある職種に属する他の職に異動させた場合におけるその者の異動後の職務の級及び号給は、次の各号に定める職務の級及び号給とする。

- (1) 次号に掲げる者以外の者 新たに教職員となった者（免許等を必要とする職に異動した者については、その免許等を取得したとき）から異動後の職務と同種の職務に引き続き在職したものとみなして、その時の初任給を基準とし、他の教職員との均衡及びその者の従前の勤務成績を考慮して昇格及び昇給の規定を適用して再計算した場合に、その異動の日に属することとなる職務の級及びその日に受けることとなる号給
 - (2) 理事長が別に号給を決定した教職員 理事長が定める職務の級及び号給
- 2 公立大学法人大阪役員報酬等に関する規程に定める給料の適用を受ける役員が、他の給料表の適用を受けることとなった場合におけるその者の異動後の職務の級及び号給は、前項の規定にかかわらず、理事長が決定するものとする。

第5章 昇給

(昇給区分及び昇給の号給数)

第17条 職員の旧給与規程第7条第1項第2号の規定による昇給（第20条、第21条、第22条に定めるところにより行うものを除く。）は、大阪府立大学職員人事評価規程（以下「人事評価規程」という。）の評価結果に基づき、当該職員が次の各号に掲げる職員のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める昇給区分に決定するものとする。

- (1) 勤務成績が極めて優秀である職員 第1号区分
 - (2) 勤務成績が優秀である職員 第2号区分
 - (3) 勤務成績が良好である職員 第3号区分
 - (4) 勤務成績がやや良好でない職員 第4号区分
 - (5) 勤務成績が良好でない職員 第5号区分
- 2 教員の旧給与規程第7条第1項第2号の規定による昇給の号給数は、別表第8の1に定める昇給号給数表に定める号給数とする。また、職員の旧給与規程第7条第1項第2号の規定による昇給の号給数は、昇給区分に応じて別表第8の2に定める昇給号給数表に定める号給数とする。

- 3 昇給日前1年間（当該期間の途中において新たに教職員となった者にあつては、新たに教職員となった日から昇給日の前日までの期間。以下「基準期間」という。）において、次の各号に掲げる事由以外の事由によって基準期間の6分の1及び2分の1に相当する期間の日数以上の日数を勤務していない教職員、基準期間に懲戒処分を受けた教職員又は理事長が承認する教職員の昇給の号給数は、第1項に規定する昇給区分に対応する前項の昇給の号給数にかかわらず、別表第8の3に定める昇給号給数表に定める号給数とする。ただし、55歳以上の教職員等の昇給の号給にあつては同表号給欄中の括弧内の号給とする。
- (1) (旧) 公立大学法人大阪府立大学教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程（以下「旧勤務時間規程」という。）第18条に規定する年次休暇、業務上の負傷若しくは疾病若しくは地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号。以下「補償法」という。）第2条第2項に規定する通勤による負傷若しくは疾病にかかる病気休暇
 - (2) 旧勤務時間規程第20条に規定する特別休暇
 - (3) (旧) 公立大学法人大阪府立大学教職員就業規則（以下「旧就業規則」という。）第32条の規定により職務に専念する義務の免除を受けた場合
 - (4) 旧就業規則第15条第1項第4号に規定する休職（当該休職に係る生死不明又は所在不明の原因である災害により、教職員が業務上の災害若しくは補償法第2条第2項に規定する通勤による災害を受けたと認められる場合に限る。）及び業務上の負傷若しくは疾病若しくは補償法第2条第2項に規定する通勤による負傷若しくは疾病にかかる休職
 - (5) 公立大学法人大阪教職員就業規則第63条（以下「就業規則」という。）に規定する結核性疾患に係る休養命令による休養
 - (6) (旧) 公立大学法人大阪府立大学教職員の育児・介護休業等に関する規程（以下「旧育児休業等規程」という。）第3条に規定する育児休業
 - (7) 旧育児休業等規程第14条に規定する育児部分休業
 - (8) 旧育児休業等規程第20条に規定する介護休業
 - (9) 旧育児休業等規程第30条に規定する介護部分休業
- 4 前年の昇給日後新たに教職員となった者又は同日後に第14条第3項の規定により号給を決定された者の昇給の号給数は、旧給与規程第7条第1項第2号、前2項の規定にかかわらず、これらの規定による号給数に相当する数に、その者の新たに教職員となった日又は号給を決定された日から昇給日の前日までの期間の月数（1月未満の端数があるときは、これを1月とする。）を12月で除した数を乗じて得た数（1月未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）に相当する号給数とする。
- 5 前3項までの規定による号給数が零となる教職員は、昇給しない。
- 6 第2項から第4項までの規定による昇給の号給数が昇給日にその者が属する職務の級の最高の号給の号数から当該昇給日の前日にその者が受けていた号給（当該昇給日にお

いて職務の級を異にする異動又は第 16 条に規定する異動をした教職員にあっては、当該異動後の号給) の号数を減じて得た数に相当する号給数を超えることとなる教職員の昇給の号給数は、第 2 項から第 4 項までの規定にかかわらず、当該相当する号給数とする。

7 基準期間の日数計算の取り扱いについては別に定める。

第 18 条 前条に規定する人事評価規程における勤務成績の判定期間は、昇給日の属する年度の前年度 4 月 1 日（同日後に新たに教職員となった者にあっては新たに教職員となった日）から 3 月 31 日までとする。

(評価結果のない職員)

第 19 条 人事評価規程に規定する人事評価結果のない職員（前項に規定する職員を除く）については、良好な成績で勤務したとみなし、第 17 条第 1 項第 3 号に掲げる職員に該当するものとする。

(昇任等による昇給)

第 20 条 教職員が、就業規則第 14 条に規定する昇任をした場合には、その昇任をした日に旧給与規程第 7 条第 1 項第 2 号の規定により 2 号給上位の号給に昇給させることができる。

(研修、表彰等及び学位取得による昇給)

第 21 条 勤務成績が良好である教職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、理事長の承認を得て、当該各号に定める日に、旧給与規程第 7 条第 1 項第 2 号の規定により 2 号給上位の号給に昇給させることができる。

- (1) 研修に参加し、その成績が特に良好な場合 成績が認定された日から同日の属する月の翌月初日までの日
- (2) 業務成績の向上、能率増進、発明考案等により職務上特に功績があったことにより、又は辺地若しくは特殊の施設において極めて困難な勤務条件の下で職務に献身精励し、業務のため顕著な功労があったこと等により表彰又は顕彰を受けた場合 表彰若しくは顕彰を受けた日から同日の属する月の翌月の初日までの日
- (3) 職制若しくは定員の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じたことにより退職する場合 退職の日
- (4) 教員が学位を取得した場合（ただし、初任給決定時に学位を取得した場合と同等の効果をを受けて初任給が決定された教員は除く） 人事台帳記載事項の変更(追記)届の届出をした日の属する月の翌月の初日

(特別の場合の特別昇給)

第 22 条 勤務成績が優秀、良好である教職員が生命をとして職務を遂行し、そのために危篤となり、又は著しい障害の状態となった場合その他特に必要があると認められる場合には、理事長の承認を得て、別に定める日に、旧給与規程第 7 条第 1 項第 2 号の規定による昇給をさせることができる。

(最高号給を受ける教職員についての適用除外)

第 23 条 第 17 条から前条までの規定は、職務の級の最高の号給を受ける教職員には、適用しない。

第 6 章 号給の調整

(復職時等における号給の調整)

第 24 条 休職にされた教職員が復職し、又は休暇若しくは療養のため勤務しなかった教職員が再び勤務するに至った場合においては、休職期間又は休暇若しくは療養の期間を休職期間等調整換算表（別表第 9）により換算して得た期間（以下「調整期間」という。）を引き続き勤務したものとみなして、復職し、職務に復帰し、若しくは再び勤務するに至った日（以下「復職等の日」という。）及び復職等の日後における最初の昇給日又はそのいずれかの日に別に定めるところにより、昇給の場合に準じてその者の号給又は給料月額を調整するものとする。

2 旧就業規則第 15 条第 1 項第 5 号に規定する派遣により休職（以下「外国派遣教職員」という。）にされた教職員が職務に復帰した場合における号給の調整等について、前項の規定による場合には他の教職員との均衡を著しく失すると認められるときは、この規定にかかわらず、理事長の承認を得て、その者の号給を調整することができる。

(外国派遣教職員の退職時の号給の調整)

第 25 条 外国派遣教職員がその派遣の期間中に退職する場合において、他の教職員との均衡上特に必要があると認められるときは、理事長の承認を得て、前条の規定に準じてその者の号給を調整することができる。

第 7 章 その他

(給料の訂正)

第 26 条 教職員の給料の決定に誤りがあり、これを将来にむかって訂正しようとする場合においては、理事長の承認を得てその訂正を行うことができる。

(特例)

第 27 条 この規程により難い事情があると認められるときは、理事長は別に定めることができる。

附 則

(施行期日等)

この規程は、令和元年 11 月 1 日から施行し、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

別表第 1 級別標準職務表（第 3 条関係）

1 一般職給料表級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
1級	係員級に属する職の職務
2級	主任の職務
3級	係長級に属する職の職務
4級	課長代理級に属する職の職務
5級	課長級に属する職の職務
6級	(課長級 該当者なし)
7級	次長級に属する職の職務
8級	部長級に属する職の職務

2 教育職給料表級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
1級	助教の職務
2級	講師の職務
3級	准教授の職務
4級	教授の職務

3 医療職給料表級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
1級	係員級に属する職の職務
2級	主任の職務
3級	係長級に属する職の職務
4級	課長代理級に属する職の職務

別表第2 級別資格基準表 (第5条関係)

1 一般職給料表級別資格基準表

試験又は職種		学歴免許等	1級	2級	3級	4級	5級
				年	年	年	年
正規の試験	大学卒程度			6	9	13	15
	短大卒程度			9	12	16	0
	高校卒程度		0	11	14	18	0
その他		高校卒	0	12	15	19	

備考

- 1 試験又は職種欄の「正規の試験」の区分は正規の試験の結果に基づいて職員になった

者に適用し、「その他」の区分は正規の試験によらないで職員となった者に適用する。

- 2 試験又は職種欄の正規の試験の区分に掲げる「大学卒程度」は大学卒業程度の能力を有する者を対象とする正規の試験を示し、「短大卒程度」は短期大学卒業程度の能力を有する者を対象とする正規の試験を示し、「高校卒程度」は高等学校卒業程度の能力を有する者を対象とする正規の試験を示し、それぞれの基準学歴は、大学卒程度は大学卒、短大卒程度は短大卒、高校卒程度は高校卒とする。

2 教育職給料表級別資格基準表

職 種	学歴免許等	職 務 の 級			
		1 級 (年)	2 級 (年)	3 級 (年)	4 級 (年)
教 授	大学卒	0	4	6	16
	短大卒	2. 5	7	9	19
准教授	博士課程修了 (医大卒後)	0	0	4	
	博士課程修了	0	0	4. 5	
	修士課程修了 (医大卒)	0	3	5	
	大学卒	0	4	6	
	短大卒	2. 5	7	9	
講 師	修士課程修了 (医大卒後)	0	3		
	大学卒	0	4		
	短大卒	2. 5	7		
助 教	大学卒	0			
	短大卒	2. 5			

各学歴区分に対応する経験年数を満たしたとき、各職務の級の初号（1号給）となる。

3 医療職給料表級別資格基準表

職 種	学歴免許等	職 務 の 級		
		1 級 (年)	2 級 (年)	3 級 (年)
看護師	大学卒	0	4	4
	短大卒	0	6	6
准看護師	准看護師養成所卒	4	9	9
その他	大学卒	0		
	短大卒	0		
	准看護師養成			

	所卒			
--	----	--	--	--

- 1 学歴免許等欄の「准看護師養成所卒」は、保健師助産師看護師法第 22 条第 1 号又は第 2 号に規定する学校又は養成所（平成 13 年法律第 153 号による改正前の保健婦助産婦看護婦法第 22 条第 1 号又は第 2 号に規定する学校又は養成所を含む。）の卒業を示す。
- 2 助産師、看護師又は准看護師にこの表を適用する場合におけるこれらの職員の経験年数は、それぞれの免許を取得した時以後のものとする。
- 3 職種欄の「その他」の区分の適用を受ける職員の経験年数については、別に定める。

別表第 3 学歴免許等資格区分表（第 5 条関係）

学歴免許等の区分		学 歴 免 許 等 の 資 格
基準学歴区分	学歴区分	
第 1 大学卒	1 博士課程 修了	(1) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）による大学院博士課程の修了 (2) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
	2 修士課程 修了	(1) 学校教育法による大学院修士課程の修了 (2) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
	3 専門職学 位課程修了	学校教育法による専門職大学院学位課程の修了
	4 大学 6 卒	(1) 学校教育法による大学の医学若しくは歯学に関する学科（同法第 85 条ただし書に規定する学部以外の教育研究上の基本となる組織を置く場合における相当の組織を含む。以下同じ。）又は薬学若しくは獣医学に関する学科（修業年限 6 年以上のものに限る。）の卒業 (2) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
	5 大学専攻 科卒	(1) 学校教育法による 4 年制の大学の専攻科の卒業 (2) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
	6 大学 4 卒	(1) 学校教育法による 4 年制の大学の卒業 (2) 国立看護大学校看護学部の卒業 (3) 気象大学校大学部（修業年限 4 年のものに限る。）の卒業 (4) 海上保安大学校本科の卒業

		(5) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
第2 短大卒	1 短大3卒	(1) 学校教育法による3年制の短期大学の卒業 (2) 学校教育法による2年制の短期大学の専攻科の卒業 (3) 学校教育法による高等専門学校の専攻科の卒業 (4) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
	2 短大2卒	(1) 学校教育法による2年制の短期大学の卒業 (2) 学校教育法による高等専門学校の卒業 (3) 学校教育法による高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の専攻科（2年制の短期大学と同程度とみなされる修業年限2年以上のものに限る。）の卒業 (4) 航空保安大学校本科の卒業 (5) 海上保安大学校本科の修業年限2年の課程の卒業 (6) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
	3 短大1卒	(1) 海上保安大学校本科の修業年限1年の課程の卒業 (2) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
第3 高校卒	1 高校専攻科卒	(1) 学校教育法による高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の専攻科の卒業 (2) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
	2 高校3卒	(1) 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は特別支援学校（同法第76条第2項に規定する高等部に限る。）の卒業 (2) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
	3 高校2卒	(1) 保健師助産師看護師法による准看護師学校又は准看護師養成所の卒業 (2) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格

備考

この表の「准看護師学校」及び「准看護師養成所」は、それぞれ平成13年法律第153

号による改正前の保健婦助産婦看護婦法による准看護婦学校及び准看護婦養成所を含む。

別表第4 経験年数換算表（第6条関係）

経	歴	換 算 率
国家公務員、地方公務員又は旧公共企業体、政府関係機関若しくは外国政府の職員としての在職期間	教職員の職務とその種類が類似する職務に従事した期間	割 10
	その他の期間	8
特定独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第2項に規定する特定独立行政法人及び同法第2条第2項に規定する特定独立行政法人以外の独立行政法人及び国立大学法人（平成15年法律第112号）第2条第2項に規定する国立大学法人を含む。）の教職員としての期間 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人及び同法第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人以外の地方独立行政法人を含む。）の教職員としての期間	教職員の職務とその種類が類似する職務に従事した期間	10
	その他の期間	8
民間における企業体、団体等の職員としての在職期間	教職員としての職務に直接関係があると認められる職務に従事した期間	10
	その他の期間	8
学校又は学校に準ずる教育機関における在学年数（正規の修学年数内の期間に限る。）		10
その他の期間	教職員としての職務に直接関係があると認められる職務に従事した期間	10
	教職員の職務とその種類が類似する職務に従事した期間	8
	その他の期間	5

別表第5 修学年数調整表（第6条関係）

学歴区分	修学年数	基準学歴区分			
		大学卒 (16年)	短大卒 (14年)	高校卒 (12年)	中学卒 (9年)
博士課程修了	21年	+ 5年	+ 7年	+ 9年	+12年
修士課程修了	18年	+ 2年	+ 4年	+ 6年	+ 9年
専門職学位課程修了	18年	+ 2年	+ 4年	+ 6年	+ 9年
医大卒	18年	+ 2年	+ 4年	+ 6年	+ 9年
獣医大卒	18年	+ 2年	+ 4年	+ 6年	+ 9年
大学専攻科卒	17年	+ 1年	+ 3年	+ 5年	+ 8年
大学4卒	16年		+ 2年	+ 4年	+ 7年
短大3卒	15年	- 1年	+ 1年	+ 3年	+ 6年
短大2卒	14年	- 2年		+ 2年	+ 5年
短大1卒	13年	- 3年	- 1年	+ 1年	+ 4年
高校専攻科卒	13年	- 3年	- 1年	+ 1年	+ 4年
高校3卒	12年	- 4年	- 2年		+ 3年
高校2卒	11年	- 5年	- 3年	- 1年	+ 2年
中学卒	9年	- 7年	- 5年	- 3年	

備考

- 1 学歴区分欄及び基準学歴区分欄の学歴免許等の区分については、それぞれ学歴免許等資格区分表に定めるところによる。
- 2 この表に定める年数（修学年数欄の年数を除く。）は、学歴区分欄の学歴免許等の区分に属する学歴免許等の資格についての基準学歴区分欄の学歴免許等の区分に対する加える年数又は減ずる年数（以下「調整年数」という。）を示す。この場合において「+」の年数は加える年数を、「-」の年数は減ずる年数を示す。
- 3 級別資格基準表又は初任給基準表の学歴免許等欄にこの表の学歴区分欄の学歴免許等の区分と同じ区分（その区分に属する学歴免許等の資格を含む。）が掲げられている場合におけるこの表の適用については、当該区分に対応する修学年数欄の年数をその者の有する学歴免許等の資格の属する区分に対応する同欄の年数から減じた年数をもって、その者の有する学歴免許等の資格についての当該級別資格基準表又は初任給基準表の学歴免許等欄の区分に対する調整年数とする。この場合において、その年数が正となるときはその年数は加える年数とし、その年数が負となるときはその年数は減ずる年数とする。
- 4 学校教育法による大学院博士課程のうち医学、歯学又は獣医学に関する課程を修了した者に対するこの表の適用については、学歴区分欄の「博士課程修了」の区分に対応する修学年数欄の年数及び調整年数にそれぞれ1年を加えた年数をもって、この表の修学年数欄の年数及び調整年数とする。

- 5 その者の有する学歴免許等の資格に係る修学年数及び調整年数について理事長が別に定める教職員については、別に定める修学年数及び調整年数をもって、この表の修学年数及び調整年数とする。

別表第6 初任給基準表（第9条関係）

1 一般職給料表初任給基準表

試験又は職種		学歴免許等	初任給
正規の 試験	大学卒程度		1級 29号給
	短大卒程度		1級 19号給
	高校卒程度		1級 9号給
その他		高校卒	1級 5号給

備考

- 1 試験又は職種欄に掲げる「正規の試験」及び「その他」の区分並びに正規の試験の区分に掲げる「大学卒程度」、「短大卒程度」及び「高校卒程度」の区分及びその基準学歴は、一般職給料表級別資格基準表の備考1及び2に定めるところによるものとする。

2 教育職給料表初任給基準表

職 種	学歴免許等	初任給
助 教	博士課程修了(医大卒後の課程に限る)	1級 37号給
	博士課程修了	1級 33号給
	修士課程修了 医大卒後	1級 17号給
	大学卒後	1級 5号給
講 師	博士課程修了(医大卒後の課程に限る)	2級 13号給
	博士課程修了	2級 9号給

備考

学歴免許等の資格が「獣医大卒」である教職員に対するこの表の学歴免許等欄の適用については「修士課程修了」の区分によるものとし、「博士課程修了」(獣医大卒後の課程に限る。)である教職員については、「博士課程修了(医大卒後の課程に限る。)」の区分を適用するものとする。

3 医療職給料表初任給基準表

職 種	学歴免許等	初任給
看護師	大学卒	1級 25号給
	短大3卒	1級 21号給

	短大2卒	1級17号給
准看護師	准看護養成所卒	1級5号給
その他	大学卒	1級25号給
	短大3卒	1級21号給
	短大2卒	1級17号給
	准看護養成所卒	1級5号給

備考

- 1 この表の「准看護師養成所卒」については、医療職給料表級別資格基準表の備考の1に定めるところによるものとする。
- 2 看護師に第10条の規定を適用する場合の経験年数については、医療職給料表級別資格基準表の備考の2を準用する。

別表第7 昇格時号給対応表（第14条関係）

教育職給

料表

昇格した日の前日に受けていた号給	2級	3級	4級
	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	1	2	1
15	1	3	1
16	1	4	1

17	1	5	1
18	1	6	1
19	1	7	1
20	1	8	1
21	1	9	1
22	2	10	1
23	3	11	1
24	4	12	1
25	5	13	1
26	6	14	1
27	7	15	1
28	8	16	1
29	9	17	1
30	10	18	2
31	11	19	3
32	12	20	4
33	13	21	5
34	14	22	6
35	15	23	7
36	16	24	8
37	17	25	9
38	18	26	10
39	19	27	11
40	20	28	12
41	21	29	13
42	22	30	14
43	23	31	15
44	24	32	16
45	25	33	17
46	26	34	17
47	27	35	18
48	28	36	18
49	29	37	19
50	30	37	19
51	31	38	20

52	32	38	20
53	33	39	21
54	33	39	21
55	33	40	22
56	34	40	22
57	34	41	23
58	34	42	23
59	35	43	24
60	35	44	24
61	35	45	25
62	36	46	25
63	36	47	25
64	36	48	26
65	37	49	26
66	37	50	26
67	38	51	27
68	38	52	27
69	39	53	27
70	39	53	28
71	40	54	28
72	40	54	28
73	41	55	29
74	41	55	29
75	42	56	29
76	42	56	29
77	43	57	29
78	43	57	29
79	44	58	30
80	44	58	30
81	45	59	30
82	45	59	30
83	45	60	30
84	46	60	30
85	46	61	31
86	46	61	31

87	47	62	31
88	47	62	31
89	47	63	31
90	48	63	31
91	48	64	32
92	48	64	32
93	49	65	32
94	49	65	32
95	49	65	32
96	49	66	32
97	50	66	33
98	50	66	33
99	50	67	33
100	50	67	33
101	51	67	34
102	51	68	34
103	51	68	34
104	51	68	34
105	52	69	35
106	52	69	35
107	52	69	35
108	52	69	35
109	53	69	36
110	53	69	36
111	53	70	36
112	53	70	36
113	53	70	37
114	54	70	
115	54	70	
116	54	70	
117	54	71	
118	54	71	
119	55	71	
120	55	71	
121	55	71	

122	55	71	
123	55	72	
124	56	72	
125	56	72	
126	56	72	
127	56	72	
128	56	72	
129	57	73	
130	57	74	
131	57	75	
132	57	76	
133	57	77	
134	57	77	
135	57	78	
136	58	78	
137	58	79	
138	58	79	
139	58	80	
140	58	80	
141	58	81	
142	58		
143	59		
144	59		
145	59		
146	59		
147	59		
148	59		
149	59		
150	60		
151	60		
152	60		
153	60		
154	60		
155	60		
156	60		

157	61		
158	61		
159	61		
160	62		
161	62		
162	62		
163	63		
164	63		
165	63		
166	64		
167	64		
168	64		
169	65		
170	65		
171	65		
172	66		
173	66		
174	66		
175	67		
176	67		
177	67		

一般職給料表

昇格前 の号給	昇格後の号給						
	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	
3	1	1	1	1	1	1	
4	1	1	1	1	1	1	
5	1	1	1	1	1	1	
6	1	1	1	1	1	1	
7	1	1	1	1	1	1	
8	1	1	1	1	1	1	
9	1	1	1	1	1	1	
10	1	1	1	2	1	1	

11	1	1	1	3	1	1	
12	1	1	1	4	1	1	
13	1	1	1	5	1	1	
14	1	2	1	6	1	1	
15	1	3	1	7	1	1	
16	1	4	1	8	1	1	
17	1	5	1	9	1	1	
18	1	6	1	10	2	1	
19	1	7	1	11	3	1	
20	1	8	1	12	4	1	
21	1	9	1	13	5	1	
22	1	10	1	14	6	1	
23	1	11	1	15	7	1	
24	1	12	1	16	8	1	
25	1	13	1	17	9	1	
26	1	14	1	17	10	1	
27	1	15	1	18	11	1	
28	1	16	1	18	12	1	
29	1	17	1	19	13	1	
30	1	18	2	19	14	1	
31	1	19	3	20	15	1	
32	1	20	4	20	16	1	
33	1	21	5	21	17	1	
34	1	22	6	21	17	1	
35	1	23	7	22	17	1	
36	1	24	8	22	17	1	
37	1	25	9	23	17	1	
38	1	26	10	23	18	1	
39	1	27	11	24	18	1	
40	1	28	12	24	18	1	
41	1	29	13	25	18	1	
42	1	30	14	25	18	1	
43	1	31	15	25	19	1	
44	1	32	16	25	19	1	
45	1	33	17	26	19	1	

46	1	34	18	26	19		
47	1	35	19	26	19		
48	1	36	20	26	20		
49	1	37	21	27	20		
50	2	38	22	27	20		
51	3	39	23	27	20		
52	4	40	24	27	20		
53	5	41	25	28	21		
54	6	42	26	28	21		
55	7	43	27	28	22		
56	8	44	28	28	22		
57	9	45	29	29	23		
58	10	45	29	29			
59	11	45	30	29			
60	12	46	30	29			
61	13	46	31	29			
62	14	46	31	30			
63	15	47	32	30			
64	16	47	32	30			
65	17	47	33	30			
66	18	48	33	30			
67	19	48	33	31			
68	20	48	34	31			
69	21	49	34	31			
70	22	49	34	31			
71	23	49	35	31			
72	24	50	35	32			
73	25	50	35	32			
74	26	50	36				
75	27	51	36				
76	28	51	36				
77	29	51	37				
78	30	52	37				
79	31	52	37				
80	32	52	37				

81	33	53	38				
82	34	53	38				
83	35	53	38				
84	36	53	38				
85	37	53	39				
86	38	54	39				
87	39	54	39				
88	40	54	39				
89	41	54	40				
90	41	54	40				
91	42	55	40				
92	42	55	40				
93	43	55	41				
94	43	55	41				
95	44	55	41				
96	44	56	42				
97	45	56	42				
98	45	56	42				
99	46	56	43				
100	46	56	43				
101	47	57	43				
102	47	57					
103	48	57					
104	48	57					
105	49	58					
106	49	58					
107	49	58					
108	49	58					
109	49	59					
110	50	59					
111	50	59					
112	50	59					
113	50	60					
114	50						
115	51						

116	51						
117	51						
118	51						
119	51						
120	52						
121	52						
122	52						
123	52						
124	52						
125	53						
126	53						
127	53						
128	53						
129	53						
130	53						
131	53						
132	54						
133	54						
134	54						
135	54						
136	54						
137	54						
138	54						
139	55						
140	55						
141	55						
142	55						
143	55						
144	55						
145	55						
146	56						
147	56						
148	56						
149	56						
150	56						

151	56						
152	56						
153	57						
154	57						
155	58						
156	58						
157	59						

医療職給料表

昇格前 の号給	昇格後の号給			
	2級	3級	4級	5級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	1	1	1	1
11	1	1	1	1
12	1	1	1	1
13	1	1	1	1
14	1	2	1	1
15	1	3	1	1
16	1	4	1	1
17	1	5	1	1
18	1	6	1	1
19	1	7	1	1
20	1	8	1	1
21	1	9	1	1
22	1	10	1	2
23	1	11	1	3
24	1	12	1	4

25	1	13	1	5
26	1	14	1	6
27	1	15	1	7
28	1	16	1	8
29	1	17	1	9
30	1	18	2	10
31	1	19	3	11
32	1	20	4	12
33	1	21	5	13
34	1	22	6	14
35	1	23	7	15
36	1	24	8	16
37	1	25	9	17
38	2	26	10	18
39	3	27	11	19
40	4	28	12	20
41	5	29	13	21
42	6	30	14	22
43	7	31	15	23
44	8	32	16	24
45	9	33	17	25
46	10	34	18	26
47	11	35	19	27
48	12	36	20	28
49	13	37	21	29
50	14	38	22	29
51	15	39	23	30
52	16	40	24	30
53	17	41	25	31
54	18	42	26	31
55	19	43	27	32
56	20	44	28	32
57	21	45	29	33
58	22	46	29	34
59	23	47	30	35

60	24	48	30	36
61	25	49	31	37
62	26	50	31	37
63	27	51	32	37
64	28	52	32	38
65	29	53	33	38
66	30	54	33	38
67	31	55	33	39
68	32	56	34	39
69	33	57	34	39
70	34	58	34	40
71	35	59	35	40
72	36	60	35	40
73	37	61	35	41
74	38	62	36	41
75	39	63	36	41
76	40	64	36	41
77	41	65	37	41
78	42	66	37	41
79	43	67	37	41
80	44	68	37	42
81	45	69	38	42
82	46	69	38	42
83	47	70	38	42
84	48	70	38	42
85	49	71	39	42
86	50	71	39	42
87	51	72	39	43
88	52	72	39	43
89	53	73	40	43
90	54	74	40	43
91	55	75	40	43
92	56	76	40	43
93	57	77	41	43
94	58	77	41	44

95	59	78	41	44
96	60	78	42	44
97	61	79	42	44
98	62	79	42	
99	63	80	43	
100	64	80	43	
101	65	81	43	
102	66	81		
103	67	82		
104	68	82		
105	69	83		
106	70	83		
107	71	84		
108	72	84		
109	73	85		
110	74	85		
111	75	86		
112	76	86		
113	77	87		
114	78	87		
115	79	88		
116	80	88		
117	81	89		
118	81	89		
119	81	90		
120	82	90		
121	82	91		
122	82	91		
123	83	92		
124	83	92		
125	83	93		
126	84			
127	84			
128	84			
129	85			

130	85			
131	85			
132	85			
133	86			
134	86			
135	86			
136	86			
137	87			
138	87			
139	87			
140	87			
141	88			
142	88			
143	88			
144	88			
145	89			
146	89			
147	89			
148	89			
149	90			
150	90			
151	90			
152	90			
153	91			
154	91			
155	91			
156	91			
157	92			
158	92			
159	92			
160	92			
161	93			
162	93			
163	94			
164	94			

165	95			
-----	----	--	--	--

別表第8の1 教員の昇給号給数表（第17条関係）

昇給の区分	
昇給の号給数	4号給
	2号給

備考 この表に定める上段の号給数は旧給与規程第7条第1項第3号の規定の適用を受ける教員以外の教員に、下段の号給数は同項の適用を受ける教員に適用する。

別表第8の2 職員の昇給号給数表（第17条関係）

昇給の区分	第1号区分	第2号区分	第3号区分	第4号区分	第5号区分
昇給の号給数	4号給	4号給	4号給	2号給	0号給
	2号給	2号給	2号給	1号給	0号給

備考 この表に定める上段の号給数は旧給与規程第7条第1項第3号の規定の適用を受ける職員以外の職員に、下段の号給数は同項の適用を受ける職員に適用する。

別表第8の3（第17条関係）

教職員	区分	号給
第17条第3項各号に定める事由以外の事由により基準期間の2分の1に相当する期間の日数以上の日数を勤務しなかった教職員 ※ただし、人工透析の通院加療のための病気休暇については、当該休暇の合計時間数に3分の2を乗じて得た時間数をもって、病気休暇の時間とする。	人事評価規程及び第19条（以下「人事評価規程等」という。）における勤務成績が極めて優秀である職員、勤務成績が優秀である職員、勤務成績が良好である職員、勤務成績がやや良好でない職員、勤務成績が良好でない職員及び前年度評価がない職員	0（0）
	人事評価規程等の適用を受けない教職員	
第17条第3項各号に定める事由以外の事由により基準期間の6分の1に相当する期間の日数以上の日数を勤務しなかった教職員 ※ただし、人工透析の通院加療のための病気休暇については、当該	人事評価規程等における勤務成績が極めて優秀である職員、勤務成績が優秀である職員、勤務成績が良好である職員及び前年度評価がない職員	2（1）
	人事評価規程等の適用を受けない教職員	
	人事評価規程等における勤務成績がやや良好でない職員	1（0）

休暇の合計時間数に3分の2を乗じて得た時間数をもって、病気休暇の時間とする。	人事評価規程等における勤務成績が良好でない職員	0 (0)
(1) 大阪府において地方公務員法第29条第1項の規定による停職の処分を受けた職員 (2) 就業規則第53条第1項第3号の規定による停職の処分を受けた教職員	人事評価規程等における勤務成績が極めて優秀である職員、勤務成績が優秀である職員、勤務成績が良好である職員、勤務成績がやや良好でない職員、勤務成績が良好でない職員及び前年度評価がない職員 人事評価規程等の適用を受けない教職員	0 (0)
(1) 大阪府において地方公務員法第29条第1項の規定による減給の処分を受けた職員 (2) 就業規則第53条第1項第2号の規定による減給の処分を受けた教職員	人事評価規程等における勤務成績が極めて優秀である職員、勤務成績が優秀である職員、勤務成績が良好である職員、勤務成績がやや良好でない職員及び前年度評価がない職員	1 (0)
	人事評価規程等の適用を受けない教職員	
	人事評価規程等における勤務成績が良好でない職員	0 (0)
(1) 地方公務員法第29条第1項の規定による戒告の処分を受けた職員 (2) 就業規則第53条第1項第1号の規定による戒告の処分を受けた教職員	人事評価規程等における勤務成績が極めて優秀である職員、勤務成績が優秀である職員、勤務成績が良好である職員、勤務成績がやや良好でない職員及び前年度評価がない職員	2 (1)
	人事評価規程等の適用を受けない教職員	
	人事評価規程等における勤務成績が良好でない職員	0 (0)
(1) 大阪府において訓戒を受けた職員	人事評価規程等における勤務成績が極めて優秀である職員、勤務成績が優秀である職員、勤務成績が良好である職員及び前年度評価がない職員	3 (1)
	人事評価規程等における勤務成績がやや良好でない職員	2 (1)
	人事評価規程等における勤務成績が良好でない職員	0 (0)
(1) 就業規則第55条の規定による訓告を受けた教職員	人事評価規程等における勤務成績が極めて優秀である職員、勤務成績が優秀である	3 (1)

	職員、勤務成績が良好である職員及び前年度評価がない職員	
	人事評価規程等における勤務成績がやや良好でない職員	2 (1)
	人事評価規程等における勤務成績が良好でない職員	0 (0)
	人事評価規程等の適用を受けない教職員	3 (1)

別表第9 休職期間等調整換算表 (第24条関係)

理 由	引き続き勤務しない期間についての換算率
旧給与規程第30条第1項及び第6項並びに旧就業規則第15条第1項第3号の休職又は業務上の負傷若しくは疾病若しくは通勤 (地方公務員災害補償法 (昭和42年法律第121号) 第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。) による負傷若しくは疾病に係る療養	3/3以下
旧就業規則第15条第1項第5号	
旧就業規則第15条第1項第6号	2/3以下
旧育児休業等規程第20条第1項に規定する介護休業	1/2以下
旧給与規程第30条第2項、第3項及び第9項の休職、旧勤務時間規程第19条に規定する病気休暇又は私傷病による療養	1/3以下。ただし、結核性疾患にあつては1/2以下とすることができる。
旧就業規則第15条第1項第4号による休職 (旧給与規程第30条第6項に該当する場合を除く。)	1/3以下
旧給与規程第30条第4項の休職	0。ただし無罪判決を受けた場合は、事情により3/3以下とすることができる。

備考

- この表により換算する休職等の期間は、復職等の日において受けている給料月額を受けるに至った日以後の休職等の期間に限るものとする。
- 旧就業規則第15条第1項第5号による外国派遣職員に関するこの表の適用については、派遣先の業務を公務とみなす。